

# 古文書勉強会

成岩村文書より

**1:願達留**

1-1塩製作高届

1-2塩田の修復と減税願

1-3租税上納之儀

**2:下用書上帳**

明治六年の成岩村の塩生産量の報告書

塩製取仕高計石

第七大臣内四道

成岩村

一塩千四百石

但凡去年より製取  
石

此代價金四百圓但一圓より三石五斗也

内

金三百五十圓

資本金并製取作金費

金五十圓

製取作人働賃

右塩製取仕高より海干年より早降より



明治六年に、成岩村の塩浜（塩田）を修復するに際し、税金を35年免除してほしいとの願い書をあげた。

成岩村には大きな塩田があつたことと、塩田の堤防が大風雨に弱く、しばしば破損したことがわかる。

塩浜開拓年季引御願  
塩浜が大風雨で潰れ、修復した後、35年間無税にしてほしい。

塩濱開拓年季引御願

第七大臣四山臣

知多郡成山石相

字神之内下北許前深仲

一五別を町四反九畝七下

大縄場

内譯

畑を畝廿四下

是七

田加八反六畝四下

内

田加八反六畝十八下  
畑七反五畝十六下

塩濱七反五畝九下

北境今五別五河之五下社

内譯

塩濱中河抄五下

不納若地四及下社

ノ

右田知塩濱ノ段昔而村大徳寺在昔

不持地ノ段昔而村大徳寺在昔

果凡多段ノ段切込巻名借地ノ段

惟右右左ノ段切込巻名借地ノ段  
明治二己巳年



九月金鼓首其千兩之之實信旧名古歷落  
考部核積須其之為信不之別試書方而之也  
因拓在題別以少而後成中因之  
自是書信每斗之如明以之唐平年九月  
十八大風之海之堤破損收入荒地  
相成山之田名古歷落核積須其之為信不  
所而申上而見之決回月下句之再  
他理未以客年之院立之行第下以而為其

明治四十年五月果石之海軍又  
地破壞甚及地之所有物悉之  
相尋之地至大國氣好仕建之  
波凌石之而保拾金之有及之  
消滅仕之其苦之思焦心  
金子他信仕主申年二月  
可也之堤波凌地之苦之  
則現今之據保其不納荒地及別



再之、金集金別冊、通、行、所、以、名  
 之、也、一、此、所、行、所、費、亦、被、成、下、若、明、治  
 六年、月、日、年、乙、未、年、近、三、十、五、年、辛、子、川  
 之、如、下、及、年、辛、子、即、年、之、上、相、向、之、塩、渡、税  
 上、所、且、有、所、地、之、之、出、之、地、也、也  
 田、知、同、知、は、上、上、所、行、所、費、亦、被、成、下、若、明、治  
 相、向、之、塩、渡、税、亦、同、之、列、地、也、也、也、也  
 世、所、奉、也、願、也、也、也、也

地主の代  
常成之日

明治二十八年八月

柳永文助

岩部半田村

之浦六右衛門

安永知縣令 就野尾隆正殿

右ノ通牒也

第七次巡回少監  
知事部成主村別の家

岩部一守

稻澤松助

北村鶴齋

壬申年（明治5年）の年貢免定が届いていないので、至急とどけてほしい。

壬申年祖税管上納仕方申免定書  
下下被成下交申願

第七大区内四小區

成岩村

祖税上納仕方保村内一統ノ大事件  
例年申免定申下下被成下交申願  
小岩末ノ近不族村役人宅ノ町書持見  
申下下被成下交申願  
成下下被成下交申願

少何有耳心一曰穀或心生也  
甚心遂感心之場合之端了中  
出所傳受家之志心印心是  
世後品女及奉也願惟以上

明治六年六月

在利創長

北村橋藏

福澤松也

若田一平

物言尾音和轉今致

文字の補足

年季 年限を定めた の意

引 税の免除

トの文字は、田畑の面積では歩を表わし、お金では、銀貨の分（ふん）を表わす、又お金の表示では、金一両ト銀三匁のように、アンドの意で使う。トは3通りの使い方がある。

大縄場 大縄（長い縄）で測量するほどの大きな土地

迎 とて（も）

年を十干と十二支を組み合わせて表現していた

甲子（きのえね）乙丑（きのとうし）丙寅（ひのえとら）のように  
十干

甲きのえ 乙きのと 丙ひのえ 丁ひのと 戊つちのえ

己つちのと 庚かのえ 辛かのと 壬みずのえ 癸みずのと

十二支

子ね 丑うし 寅とら 卯う 辰たつ 巳み 午うま 未ひつじ

申さる 酉とり 戌いぬ 亥い

漢文風の返り点

無相違 有之 為指登 可皆納 不苦 乍恐 奉差上 被下置

無相違

有之

為指登

可皆納

不苦

乍恐

奉差上

被下置